

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		措置命令（汚染の除去等の指示措置）
根拠条例・規則名		土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）
条 項		第 7 条第 4 項
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課 （電話：048-829-1331 ）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場 合はその理 由）	未設定 法令の規定において、不利益処分をするかどうか等の判断基準が具体的かつ明確に定めつくされていると認められるため。
	設定等年月日	平 2 2 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		